

座間市指定管理者選定委員会要綱

(設置)

第1条 座間市における公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の候補者の選定を、公正かつ適正に実施するため、座間市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、指定管理者の候補者の選定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設を所管する部等の長をもって構成する。

2 選定委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、指定管理者制度を所管する部の長がその職務を代理する。

(選定委員会の開催)

第4条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員は、指定管理者の指定の申請を行った団体の役員又はこれに準ずる者であるときは、当該指定管理者の候補者の選定について審議に加わることができない。

(選定委員会への付議手続)

第5条 公の施設を所管する課等の長（以下「施設所管課長」という。）は、選定委員会に付すべき事案があるときは、委員長に依頼する。

2 施設所管課長は、前項に基づく依頼に当たって、指定管理者候補者選定依頼書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類の写しを添付し、提出する。

(1) 指定管理者指定申請書（座間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条及び同施行規則第2条関係）

(2) 当該施設の指定管理者募集要項又は指定管理提案書に規定する申請に必要な書類

(3) 施設の特性、設置の目的等に応じて定める選定基準（以下「選定基準」という。）

(4) その他、審査に必要な書類

(選定方法等)

第6条 選定委員会は、施設の設置条例、規則及び選定基準に基づき評価し、その結果を指定管理者候補者選定通知書（第2号様式）にて施設所管課長に通知する。

2 選定委員会の開催に当たり、意思決定の過程における公正性を十分に確保するため、事務局は、前条第2項に規定する書類を提出した者が分からないよう配慮する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に選定委員会への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第8条 選定委員会に関わった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは、その職を退いた後も同様とする。

(情報の公開等)

第9条 選定委員会は、非公開とする。

2 選定委員会の選定結果は、公表する。

(庶務)

第10条 選定委員会の庶務は、指定管理者制度を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

(表)

<p>指定管理者候補者選定依頼書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>座間市指定管理者選定委員会委員長 殿</p>	
<p>部 課長</p>	
<p>下記施設について、指定管理者の候補者の選定を依頼します。</p>	
施設名称	
施設所在地	
指定期間	
指定管理者が行う管理業務の範囲	
添付書類	

(裏)

申請者			
	法人・団体名	代表者名	所在地
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

第2号様式

指定管理者候補者選定通知書

年 月 日

部 課長 殿

座間市指定管理者選定委員会委員長

下記のとおり指定管理者の候補者を選定したので、通知します。

施設名称		
施設所在地		
指定期間		
指定管理者候補者	法人・団体名	
	代表者名	
	所在地	
備考		